△

○

備考 別記様式一の備考の規定によるほか、次に定めるところによる。	備考 別記様式一の備考の規定によるほか、そば粉の配合割合を商品名に近接した箇所に、ＪＩＳＺ八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの文字で、そば粉の配合割合が十パーセント以上のものにあっては「そば粉の配合割合・〇割」等と実配合割合を上回らない数値により、そば粉の配合割合が十パーセント未満のものにあっては、「１割未満」、「10％未満」等と表示することができる。この場合において、そば粉の配合割合の事項を省略することができる。
一　添加物を原材料名に併記しないで表示する場合にあっては、原材料名の事項の下に添加物の事項を表示する。	［号を削る。］
二　そば粉の配合割合を商品名に近接した箇所に、ＪＩＳＺ八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの文字で、そば粉の配合割合が十パーセント以上のものにあっては「そば粉の配合割合・〇割」等と実配合割合を上回らない数値により、そば粉の配合割合が十パーセント未満のものにあっては、「１割未満」、「10％未満」等と表示することができる。この場合において、そば粉の配合割合の事項を省略することができる。	［号を削る。］
三　調理方法を一括して表示することが困難な場合には、調理方法の欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。	［号を削る。］

○